

# 明日香村阪合地区市街化促進検討業務委託 仕 様 書

## 1 業務名称

令和4年度 第411号 明日香村阪合地区市街化促進検討業務委託

## 2 業務目的

明日香村は平成29年度に過疎地域に指定され、人口減少や若者の村外流出が課題になっている。阪合地区では市街化促進のモデルケースとして土地区画整理事業を行い、令和2年度に子育て世代が多く定住する新たな自治会「檜前いおり野」が誕生した。令和3年度に行った新たなまちづくりの事業方策検討業務の結果を踏まえ、地権者の合意形成に重点をおいて事業化に向けた検討業務を実施する。

## 3 業務内容

### (1) 事業化機運醸成に向けた取り組み

令和3年度業務での成果を踏まえ事業化の機運醸成にむけた取り組み方策を策定し、地元及び地権者への説明会など機運醸成にむけた取り組みの支援を行う。

### (2) まちづくり協議会の組成

(1)の取組と連動して、事業化にむけ業務区域全体を対象とした地元及び地権者による協議会組織の組成を図るための支援を行う。

### (3) 事業化エリアの設定

令和3年度の業務の成果、(1)の取組や過去の意向調査の分析、(2)で組成したまちづくり協議会の役員や地権者ヒアリングなどにより最初に事業化するエリアを設定する。

### (4) 基本計画案の作成

(3)で設定したエリアについて令和3年度業務の成果を踏まえ基本計画案を作成するとともに、基本計画案に基づいて土地区画整理事業の事業計画書案の作成を行う。

### (5) 地権者組織の組成

(3)で設定したエリアで、地権者による区画整理組合の組成にむけた準備の支援を行う。

### (6) 民間事業者参画方策等の検討

(4)で作成する基本計画案の事業化に向け、民間事業者の参入方策等事業の具体化にむけた検討を行う。

## 4 業務区域

明日香村大字御園地内(別添地図で示す区域)

## 5 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月24日まで

## 6 作業計画

受託者は、本業務の着手にあたり、総合政策課と協議のうえ、「作業計画書」を作成するものとする。

## 7 打合せ

受託者は、本業務の実施において、総合政策課及び関係機関（民間事業者等）と適宜打ち合わせを行い、業務の円滑な進捗に努めるものとする。また、打ち合わせの内容については、記録簿等を作成し、相互に確認するものとする。

## 8 業務管理

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、同種・類似業務の経験を有する者を担当者に配置しなければならない。

## 9 成果品

報告書(事業計画案含む。) . . . 2部

## 10 その他

- (1) 本調査に必要な経費や交通費等は委託料に含む。
- (2) 本仕様書に定めのない事項が生じた場合及び業務内容等に疑義が生じた場合は、速やかに協議すること。